一三一　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　一七
一三二　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件　一七　八
一三三　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　一八　五
一三四　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　一八　五
一三五　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　一八　五
一三六　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第四十一条第三項の規定に基づき、同項の事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件　二四　七
一三七　電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件　二六　八
一三八　中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件　二六　八
一三九　液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示の一部を改正する告示　二六　特77　一五
一四〇　火薬類取締法施行規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間及び経済産業大臣が定める期限を定める件　二六　特77　一五
一四一　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十七条第一項第四号及び同条第二項の規定に基づき経済産業大臣が定める額を定める件の一部を改正する件　三〇　133　八八

〇経済産業省、環境省

四　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件　五　特73　四
五　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第一項ただし書、第六条第一項ただし書、第十一条（第十二条第三項及び第五項において読み替えて適用する場合に限る。）、第十三条第一項ただし書並びに第十五条第一項ただし書の規定に基づき、各条項の事由並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める期限　五　特73　四
六　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法第三第二項の規定に基づき、同項の事由並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める期間　五　特73　四
七　電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件　一二　116　一五

〇特　許　庁

二　登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件　一　七

〇国土交通省

六三〇　直轄砂防設備工事を終了した件　一　七
六三一　直轄砂防管理を開始する件　一　七
六三二　港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　一　七
六三三　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件　二　七
六三四　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　二　七
六三五　砂防法第二条の土地を指定する件　二　八
六三六　砂防法第二条の土地を指定する件　三　六
六三七　測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件　四　六
六三八―六四〇　砂防法第二条の土地を指定する件　四　五
六四一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　四　六
六四二　信号符字を点附した件　四　六
六四三　信号符字を取り消した件　四　六
六四四　船舶国籍証書を無効とした件　四　六
六四五　軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件　四　六
六四六　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　四　七
六四七　高速自動車国道に関する件　五　八
六四八　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　八　七
六四九　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　八　七
六五〇　砂防法第二条の土地を指定する件　八　七
六五一　砂防法第二条の土地を指定する件　八　七
六五二　直轄砂防工事を施行する件　八　七
六五三　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件の一部を改正する件　八　七
六五四　砂防法第二条の土地を指定する件　八　七
六五五―六五七　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　八　七　112　三三
六五八　砂防法第二条の土地を指定する件　九　六
六五九―六六〇　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　九　六
六六一　高速自動車国道に関する件　九　六
六六二　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件　一〇　五
六六三　通常の火災時において相互に煙又はガスによる避難上有害な影響を及ぼさない建築物の二以上の部分の構造方法を定める件　一〇　五
六六四　直轄砂防工事を施行する件　一一　五
六六五　砂防法第二条の土地を指定する件　一一　五
六六六　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一一　六
六六七　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　一二　八